**請願趣旨**

　諫早湾排水門の開門については、２０１０年１２月に福岡高裁で５年間の常時開門が確定しました。開門までの３年間の猶予期間を守らない国に対して、最高裁は制裁金の支払いを命じました。２０１５年３月２４日の佐賀地裁で制裁金は１日９０万円となり、国が税金から支払った制裁金は、現在２億円近い額となっています。

　今、地域住民の間で、開門賛成・反対と長年司法の場で争っていますが、私たちは裁判でどちらが勝っても、後まで双方の住民にしこりが残ることを大変危惧します。住民の間に「勝った、負けた」の認識が存在しては真の解決にはならない、と考えます。地域に住む住民同士が対立感情を残したままで生活することは不幸であります。郷土の住民同士のきずなを深める行政こそ今求められています。

開門問題を解決していく道は双方の事実の共通認識を築くことと合わせて、干拓に関わる未来をどう想像するか語り合うことが大切と考えます。そのためには、賛成・反対の住民、それに一般市民も交えて両者が折り合える合意点を探るために、過去の経緯にとらわれることなく、三者の話し合いの場を設置するように諫早市が取り組むことが緊要であると判断します。

　以上の趣旨から諫早市議会が下記の事項を採択されるように請願します。

**請願事項**

1. 諫早市が主催して、諫早湾開門問題で、賛成、反対、一般市民の三者を　　交えての円卓討論の場を設置すること。